



**JASDAQ**

平成 21 年 7 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 S B R  
代表者名 代表取締役社長 齋藤真織  
(JASDAQ・コード2759)  
問合せ先 常務取締役 高梨宏史  
電 話 03-5733-4492

### 外部調査委員会による調査報告書のご報告について

当社は、平成 21 年 5 月 11 日付「業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について」において、当社従業員による金融サービス事業の不正行為及び不適切な会計処理について、その原因を明らかにし、責任の所在の明確化と再発防止策の提言を受けるため、外部の独立した有識者によって構成された外部調査委員会を設置する旨、お知らせいたしました。

外部調査委員会には、第三者の立場から調査範囲・方法、事象発生の原因究明及び再発防止策の提言をお願いしておりましたが、本日付で外部調査委員会より調査報告書を正式に受領致しましたので、調査報告書を別添にてご報告いたします。

本件につきましては、当社株主、取引先、その他関係者の皆様に対しまして、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。当社は、外部調査委員会からの調査報告及び提言を真摯に受け止め、関係者の皆様の信頼回復に向けて、再発防止体制の構築に取り組む所存であります。

なお、当該事象の関与者及び管理監督責任者の処分、並びに再発防止策につきましては、明日平成 21 年 7 月 9 日開催予定の当社取締役会にて正式決定を行う予定であります。

また、平成 21 年 3 月期の決算の確定及び平成 20 年 3 月期から平成 21 年 3 月期第 3 四半期までの決算の訂正につきましては、現在確定及び訂正作業を鋭意進めております。有価証券報告書の提出及び決算短信の発表につきましては、7 月下旬を目処に行う予定であります。

以 上

---

---

# 調査報告書

---

---

平成 21 年 7 月 8 日

株式会社 S B R 外部調査委員会

株式会社SBR 取締役会 御中

平成21年7月8日

本書は、貴社取締役会からの委託に基づき、貴社の金融サービス室の立替金事業における不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理について、その直接の原因にとどまらず、社内体制全般に関する原因の調査及び検討を行い、その根本的な問題点を明らかにするとともに、それらを踏まえた再発防止策を貴社取締役会に提言することを目的としている。

株式会社SBR外部調査委員会

調査委員長： 弁護士 佐藤明夫 ㊞  
(佐藤総合法律事務所)

調査委員： 弁護士 猪木俊宏 ㊞  
(三井法律事務所)

調査委員： 公認会計士 富永眞之 ㊞  
(監査法人M&G)

## 目 次

第1部 調査の概要 .....	1
第2部 不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理に関する事実.....	3
第1 事実 .....	3
第2 原因 .....	12
第3部 責任及び再発防止策.....	17
第1 責任 .....	17
第2 再発防止策.....	22

## 第1部 調査の概要

### 1. 設置に至る経緯

株式会社SBR（以下「当社」という。）は、平成21年4月23日、平成21年3月期末監査実施中であった当社の会計監査人であった東陽監査法人（平成21年5月11日付けで監査契約合意解除）から、財務諸表に記載している営業立替金について、期末残高の確認がとれない取引先がある旨の報告を受けたため、平成21年4月24日、当該営業立替金に関連する金融サービス室に対して社内調査を開始したところ、立替金事業における不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理が発覚した。

当社は、上記不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理に関する事実関係及び原因を調査するため、社内調査チームを発足させ、全容解明を進めるべく調査を進めていたが、社内調査チームによる事実関係及び原因の調査に加えて、一層の中立性、公平性及び透明性を確保すべく、外部の独立した第三者の立場から検証を行う必要があると判断し、弁護士及び会計士から構成される当委員会を設置するに至ったものである。

### 2. 組織

当委員会は、当社取締役会から委託を受け、独立して活動を行う組織として設置されたものである。

### 3. 設置の目的

当委員会は、上記の貴社の金融サービス室において行われた不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理について、直接の原因にとどまらず、社内体制全般に関する調査及び検討を行い、その根本的な問題点及び責任の所在を明らかにするとともに、それらを踏まえた再発防止策を当社取締役会に提言することを目的とする。

### 4. 構成

当委員会は、以下の3名の委員により構成された。

委員長 佐藤 明夫（弁護士）

委員 猪木 俊宏（同上）

同 富永 眞之（公認会計士）

### 5. 調査期間

平成 21 年 5 月 11 日（月）～平成 21 年 7 月 8 日（水）

## 6. 調査方法

当委員会は、上記の目的を果たすため、主として、当社に設置された社内調査チームによる調査報告の内容を精査するとともに、現在当社に在籍している金融サービス室に関する役職員及び当委員会が必要と考える役職員からヒアリングを行った。

なお、事情聴取に関する履歴は、別紙 1 に記載のとおりであるが、別紙に記載されている以外においても、帳票類（通帳や E メールを含む。）の調査、社内調査チームとの議論や当委員会内部での検討等、多くの時間を費やしてこの報告に至っていることを付言しておく。

## 第2部 不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理に関する事実

### 第1 事実

#### 1. 立替金事業について

##### (1) 不正行為の概要

当社の金融サービス室が行った立替金事業に関する不正行為及びそれに伴う不適切な会計処理（以下「不正行為等」という。）に関する事実について、本書が前提とする事実は以下のとおりである。

##### (a) 立替金事業実施及び事業拡大の経緯

立替金事業は、当社の既存の顧客においてファクタリングサービスに対するニーズが存在したため、当社取締役副社長（現当社代表取締役社長）であった齋藤真織氏（以下「齋藤氏」という。）が主導して、当社の主力事業であった IT パッケージ販売に加えて、経営支援サービスの一環として、平成 16 年 4 月に、正式に開始されたものである。

当初は、取引額も少額であったが、平成 17 年 7 月、既存の顧客であった卸売市場の仲卸業者に対するファクタリングサービスの開始を契機に仲卸業者に対する取引を拡大し、その後、同年 8 月に野田直樹氏（現当社取締役。以下「野田氏」という。）が金融サービス室長に就任すると、市場外の新規の取引先となる小規模企業もしくは個人事業主（以下「小企業」という。）に対しても取引先を拡大していった。平成 21 年 3 月現在、立替金事業の取引先は、卸売市場の仲卸及び場外取引業者、飲食店、食品小売業者から、小規模の建設業者、パチンコホール、システム開発業者、衣料品や健康器具等の卸販売業者など多岐に渡るが、いずれも従業員数名から多くても 20 名程度の小企業が過半を占めている。

取引先の拡大に伴い取引規模も増加、平成 18 年 3 月期には立替金残高は約 0.7 億円であったものが、平成 19 年 3 月期には約 19 億円、平成 20 年 3 月期には約 25 億円、平成 21 年 3 月期には約 36 億円（いずれも本件不正行為等の発覚前の計数）と急速に拡大していった。

##### (b) 立替金事業の概要

立替金事業の概要は以下のとおりである。

- (i) 立替金事業において、取引先である小企業に対して提供するサービスは、売掛金の早期資金化（ファクタリングサービス）及び、小企業の買掛金の一時立替払い（代払いサービス）の 2 種類であり、それぞれに対する手数

料を徴収する。

- (ii) (i)の2種類のサービスのうち、ファクタリングサービスは、小企業が有する取引先に対する売掛債権について、当社が小企業に対して立替払いを行い、当該立替金を小企業の取引先から回収するもので、他方代払いサービスは、小企業の買掛債務について、当社が小企業の取引先に対して立替払いを行い、小企業から当該立替金を回収するものである。
  - (iii) 当社は小企業に関する与信審査機能を持たないため、全件について取引信用保険（取引先企業の倒産、履行遅延等による売掛債権の回収不能リスクを担保する保険）を付保することによって、信用リスクを担保する。当該取引信用保険には、大口取引先向けの「個別支払限度額設定枠」（支払限度額など契約条件については保険会社による個別審査を経たうえで付保するもの）と小口取引先向けの「裁量与信枠」（1案件あたりの支払限度額は1千万円であるが保険会社に対する事前通知で付保できるもの）が設定されていた。
  - (iv) 取引開始にあたっては、会社基本情報（企業概要、取引先、社長の個人・資産情報など）に基づき、金融サービス室長が取引の可否を決裁、各保険会社に対して会社毎に決められた「審査依頼書」により与信審査を依頼し、保険付保の可否を確認した上で、「3社間基本契約書」及び「料率覚書」を取り交わす。
  - (v) 個々の立替払いの実行については、小企業から立替依頼を受けると、まず、金融サービス室において、当該小企業から受取った請求書を証憑として必要書類を作成し、金融サービス室長による立替承認（押印）を経て、会計システム上にて伝票起票を行う。その後、財務経理部において経理課長が承認処理を行い、書類一式が財務担当に回付され、小企業に対する振込処理が行われる。
- (c) 不正行為等の概要

当社の金融サービス室が行った不正行為等の概要は以下のとおりである。

(i) 取引先残高の不正な付替え

金融サービス室が行っていた立替金事業は、個々の取引先毎の債権残高が多額になってくると、損害保険会社と契約している取引信用保険で付保される限度額を超過することになる。したがって、事業を健全に推進するためには、当該信用保険の限度額を超過しないように債権の残高を管理し、超過分の債権回収を急ぎ、付保される限度額内に抑えることが必要となる。

ところが、平成20年6月に大手損害保険会社との契約更新が不成立となるという問題が発生した。そこで、保険の付保超過の対策が緊急の課題となっ



たものの、早急に債権残高を圧縮することは難しかったことから、金融サービス室の担当者は、得意先1件あたりの債権額を一定額（1件あたり1千万円）以下に抑えるため他の方法で取り繕うこととした。具体的には、得意先の関係会社名や架空の会社名に債権残高を振り替えて、1件あたりの債権額を限度額以下の少額になるように仮装するものであった。

(立替債権の付替不正処理の例)

取引先Aに対する債権 3,000 万円 →	}	取引先Aに対する債権 1,000 万円
		取引先Bに対する債権 1,000 万円
		取引先Cに対する債権 1,000 万円

かかる不正な付替えにより、平成21年3月末では実質的な取引先は175社であるところ、上記例のような架空会社を約200社作出し、全体として374社の取引先があるかのように偽装していた。

#### (ii) 事実と異なる回収状況の報告

金融サービス室の担当者は、営業立替金が滞留すると債権管理上早期回収を追及され、また、部門業績が悪化することを懸念し、滞留債権の顕在化に過敏になっていたが、他方で、経営状況が不安定な取引先が多いため、営業立替債権が取引先から約定どおりに入金されない事態が発生した。

そこで、担当者は、本来であれば与信の継続はできないと判断している取引先であるにもかかわらず、当該取引先に追加の信用供与をして、その提供した資金を基に支払期日の到来した債権の返済を当社にさせたり（以下、「ローリング」という。）、当該取引先の関係会社への新規立替を装って資金を提供し、その提供した資金を基に当社に返済してもらうことで回収を装い、滞留債権がないかのように取り繕っていた。

このローリングや新規を偽装した操作によって、会計上は長期未回収債権と認識されるべきものが「正常債権」と誤認されることとなった。これにあわせて、滞留債権の年齢調べ表においても、延滞がなく問題がないというように内容を改ざんして報告された。この「滞留債権はない」という説明が、取締役会、内部監査室、さらに外部監査人にも行われた結果、延滞債権の発見や、これらの不正の発覚が妨げられることとなった。

滞留債権の回収状況を不正に偽装する方法として、当初はローリングや偽装新規案件のように処理していたが、滞留債権残高が増加するに伴って多額の資金移動が必要となったため、より確実な資金移動を図るべく、取引先に協力を要請して入出金に立ち会ったり、通帳を預かるなどした上で確実にローリングや偽装回収を実施できるようにしていた。

#### (iii) 架空売上の計上とそれに伴う債権残高の操作

上記(i)の立替債権の不正な付替えを行うと、形式的には新規の立替案件が発生することになる。そこで、この架空の新規立替債権の処理に整合性をもたせるため、担当者は、付替えを行うだけでなく、手数料も架空計上をする必要にせまられ、具体的には、上記の例で示すと、次のような処理を行っていた。

<u>(架空売上の計上の例)</u>	}	取引先Aに対する債権 1,000 万円
		取引先Bに対する債権 960 万円
取引先Aに対する債権 3,000 万円 →		Bに対する手数料収入 40 万円
		取引先Cに対する債権 960 万円
		Cに対する手数料収入 40 万円

当初取引先Aに対して立替えた債権（例では3千万円）を、取引先B、Cに付け替えて新規立替案件のように装うために、経理上、BやCに対する手数料収入を計上していた。当該処理は、立替残高は抑えつつ手数料収入を増加することに寄与することになるため、平成21年3月期に多用されることとなった。

(iv) 契約書と異なる手数料の計上による過大売上の計上

月次の業績目標に対して実績が未達である場合、本来であれば案件の件数や残高そのものを増やして手数料を増やさなければならない。しかし、金融サービス室の内部で業績を如何に達成するかを検討してみたものの有効な対策を打ち出せなかったため、安易に収入を増やせる方法として、手数料の率を不正に上げるという偽装が謀られた。

具体的には、既に計上した手数料を一旦取り消して、顧客の同意なく2%から12%というように著しく過大な手数料を計上し、この不正な過大売上の計上により目標を達成したものと報告をしていた。

平成20年3月期に、これらの不正処理をした状況の中で決算を迎えたものの、結果的に社内のどの部署からも指摘を受けなかったことで、担当者の問題意識や不正の露呈に対する懸念が薄まり、その後も月次業績が足りないときに安易にこういった不正な計上が続けられることとなった。

(v) 不正行為等の金額

上述(i)ないし(iv)の不正行為等の決算期毎の金額は以下のとおりである。

	第11期 (H19.4月～H20.3月)	第12期 (H20.4月～H21.3月)
(i)立替金の付替額	106,000 千円	1,060,000 千円

(ii)滞留債権額	1,179,995 千円	3,862,752 千円
(iii)売上架空計上	9,716 千円	34,994 千円
(iv)売上過大計上	161,011 千円	358,122 千円

(d) 着服・横領の懸念について

当委員会は、金融サービス室の従業員が、不正行為等に付随して個人的な利益を得ている可能性があると考えたため、金融サービス室長A氏、同次長B氏及び同室従業員のうちC氏から預金通帳の提出を受けた上で出入金の記録を調べるとともに、当該出入金について当該従業員らに対するヒアリングを実施した。

しかし、調査した限りにおいては、立替金事業の滞留債権についてその支出先が金融サービス室の従業員であるというような事実や、上記ローリングや立替債権の付替による不正処理、及び架空売上・過大売上の計上に伴う不正処理について、特定の従業員が自己の利得のために資金を支出した形跡は確認されなかった。

なお、上記の調査の一環として、内部監査室を通じて、事業実体のある大口取引先 23 社に対し、金融サービス室の従業員が取引先にリポートを要求したかなどについて文書による照会を実施したが、平成 21 年 7 月 8 日現在で受領済みの回答書（10 社）においてかかる事実があるとの回答は得られなかった。

(2) 不正行為等の経緯

(a) 不正行為等の端緒

金融サービス室の従業員は、平成 19 年上期に金融サービス室で売上目標の達成が困難と判断して、上記 1(c)(iv)の売上過大計上を始めた。その後、月次毎に売上目標達成が困難なときに、各担当者が金融サービス室長の指示で不正な売上過大計上を行なうようになった。

平成 20 年 3 月末に約 5 億円のデフォルトが発生したことを契機に損害保険会社が取引信用保険の更新に消極的となり、平成 20 年 6 月に主要な損害保険会社の 1 社が契約の更新を承諾しなかった。

その結果として、数億円規模で付保されない事態が発生し、保険会社の審査を必要としない、小口の裁量与信枠の範囲内で付保されているように社内向けの偽装をせざるをえないと判断して、翌月より、立替債権を裁量与信枠内であるかのように偽装するための付替処理を開始した。

(b) 不正行為等の継続・拡大

平成 20 年 7 月から、大口の個別支払限度額設定枠に収まらない債権について、一挙に 1 案件 1 千万以下の小口債権であるかのように不正な付替えが開始され、

架空売上も連動して増加することとなった。

(c) 不正行為等の役割分担

これらの付替処理や売上げの不正な計上は、金融サービス室長 A 氏及び同次長 B 氏以下担当で協議し、各担当が各自の担当する取引先毎に行っていた。特に業績を是が非でも達成しようと同室長が部下に強く指示をして不正処理が拡大し、もはや制御不能な状態になっていた。

(3) その他

破産更生債権については、損害保険会社に保険事故として請求することになるが、取引関係の書類に不備があり、取引条件に該当しない案件約 20 件について、担当者が保険請求書類の一部に関して不適切な処理を行っていた。

## 2. 卸金融サービスについて

- (1) 当委員会は、卸金融サービスについても、立替金事業と同じく当社の金融サービス室が所管する業務であり、立替金事業における不正が金融サービス室内で組織的に行われていたことから、同様の不正が行われている疑いを持ち、調査を行った。当委員会が卸金融サービスについて把握した事実は、以下のとおりである。

(a) 卸金融サービス実施に至る経緯

平成 18 年 3 月、当時金融サービス室長であった野田氏は、金融サービス室の収益を拡大すべく、貸金業者（以下「卸金融会社」という。）との提携による不動産金融事業の検討を開始し、銀行（以下「ローン供与銀行」という。）の協力を得てスキームを構築した上で、同年 8 月の取締役会の承認を経て卸金融サービスを立ち上げた。

(b) 卸金融サービスの概要

卸金融サービスの概要は以下のとおりである（11 ページスキーム図参照）。

- (i) 卸金融会社は、不動産業者（以下「エンド顧客」という。）による転売目的の不動産取得について、中小の金融業者（以下「金融業者」という。）がエンド顧客に対し不動産購入資金を融資する際、金融業者に対してエンド顧客向けの融資資金について貸付を実行する。
- (ii) 卸金融会社は、当該貸付債権を専用に作られた合同会社（以下、「SPC」という。）に売却する。SPC は、貸付債権の購入資金についてローン供与銀行から借入れを行う。
- (iii) SPC による(ii)の借入について、返済資金が不足する場合は、当社・SPC 間のローンコミットメント契約に基づき、当社が SPC に対して 50 億円の借入枠

の範囲内で不足額を貸し付ける。

- (iv) 当社は、SPC から、(iii)の借入枠設定手数料として、融資残高に対して年4%割合による手数料の支払いを受け取る。この借入枠設定手数料が卸金融サービスにおける当社の収益となる。
- (v) SPC 及び金融業者は、対象物件に共有の根抵当権又は抵当権を設定し、当該根抵当権又は抵当権については、SPC が優先する旨の特約を付すことによりて保全を図る。

(c) 貸付の実行手続

SPC の直接の貸付先となる金融業者は、卸金融会社が開拓した貸付先である。金融業者はエンド顧客から不動産購入資金の融資の申込みを受けた場合、卸金融会社に貸付資金の融資を申し込み、卸金融会社は、自社調査による情報に加え、融資金額 5 千万円以上の案件については当社側で指定した不動産鑑定事務所の評価に基づき審査を行い、当社の承認を受けた上で、ローン供与銀行及び SPC に手続を指示し、ローン供与銀行によるエンド顧客及び金融業者が反社会的勢力に該当しない旨のチェックを経て、融資を実行することとなっていた。

当社における審査は、野田氏が卸金融会社による調査資料及び当社指定の不動産鑑定士による物件の評価額を基に判断していたが、他の役職員は審査には関与していない。

担保物件の評価額に対する貸付金額の割合（以下「担保掛目」という。）は、低いもので70%台前半、高いものでは109%という案件もあるが、概ね90%台が中心であった。

(d) 不動産市況の悪化と事業撤退

平成 20 年になると、不動産市況の低迷による与信リスクの増加から、当社は与信残高を圧縮する方針に転換した。さらに平成 20 年 10 月には、エンド顧客のうち 1 社が破綻し、ローン供与銀行よりコミットメントの発動を求められる事態となったことから、当社は同事業からの撤退を決定し、平成 21 年 3 月には、ローン供与銀行の SPC に対する貸付全額（当時の残高約 39 億円）を肩代わりした。

(2) 不正行為の有無及び損失計上に関する責任について

調査の結果、卸金融サービスにおいては、特に不正行為と疑われる行為は確認できなかった。

しかしながら、上記のとおり、卸金融サービスについては、担保物件の評価額下落により、多額の引当金の計上が必要となり結果として損失が発生しているため、当委員会としては、かかる損失の発生について何らかの責任が生じる余地があるかに

ついて議論する必要があると判断して、検討を行った。

この点、卸金融サービスの審査における重要なポイントである担保不動産の評価については、上記のとおり、一定規模以上の案件については、卸金融会社の報告のみに依拠するのではなく、当社で指定した不動産鑑定士の評価も受けており、与信審査の方法について特段の問題点はないものと判断される。また、融資実行における担保掛目は、確かに、上記のとおり若干高率であり、十分な保全が確保されているとはいえないものの、債権残高に対して4%という比較的高率の借入枠設定手数料を収受できること、融資対象が短期転売目的の不動産購入資金であり、比較的短期に回収することが予定されていたこと、当時の不動産市況の状況からすると、必ずしも不合理とはいえないものと思われる。

また、損失計上の直接の原因は、米国のサブプライムローン問題の影響による不動産市況の低迷、中でも平成20年9月の所謂リーマンショック以降の急激な不動産価格の下落にあるが、かかる事態を予見することは容易ではなく、卸金融サービスで発生した損失について法的責任を認定することは難しいと考える。

### 3. その他の事項について

本件の不正行為等は、上記のとおり、金融サービス室内部において組織的に実施されていたものであるため、当委員会としては、これが、金融サービス室の内部に留まらず、当社の他の事業部門にも波及している可能性を踏まえて、これについても、可能な範囲での調査を行った。しかしながら、本件の不正行為等は、金融サービス室の内部で密かに実施されたものであることや、金融サービス室と他の事業部門の関連が、人的にも、業務的にも、極めて希薄であることや、他の事業部門で取り扱っている取引の性質、金銭の流れや、他の事業部門の取引先との関連性等に関してもほとんど重なる部分がないこともあり、他の事業部門に不正行為等が波及している、又は他の事業部門で関連する不正が行われているという事実は確認できなかった。

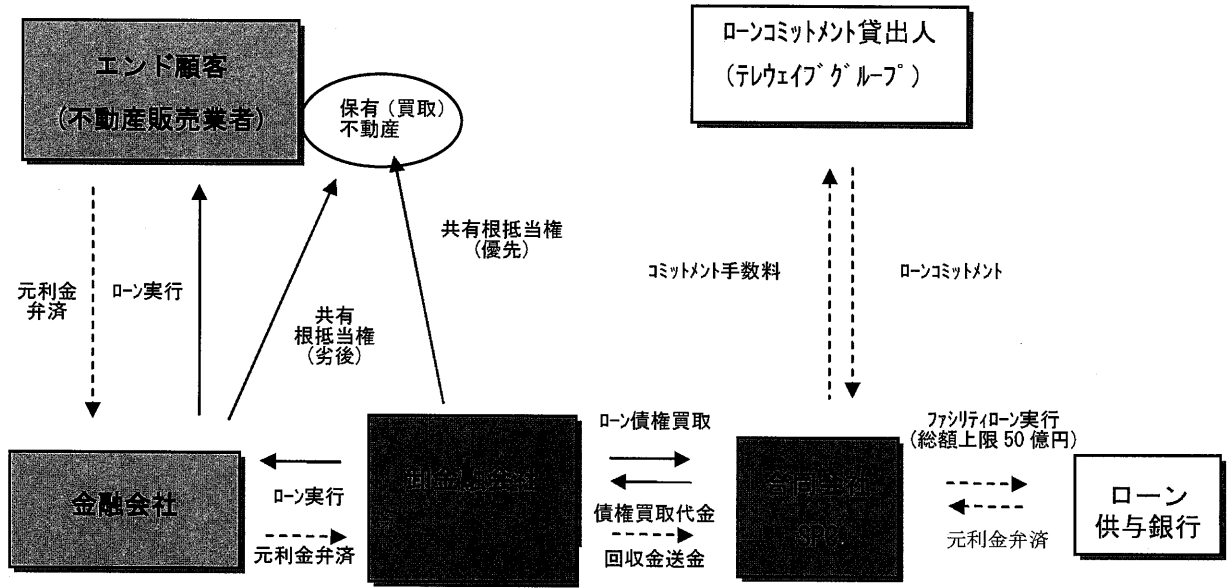
また、金融サービス室における卸金融サービスにおいて、たとえば、金融業者が融資した融資金が、エンド顧客に融資している他の会社と通謀の上、当該他社からの借入金の返済に充当されるなどといった、卸金融サービス実施にあたって、担当者が特定の他の会社の便宜を図ったり、当該他の会社が不適切に関与しているなどの状況は確認できなかった。

(開始当初)

スキーム図

====> 期初

-----> 期中

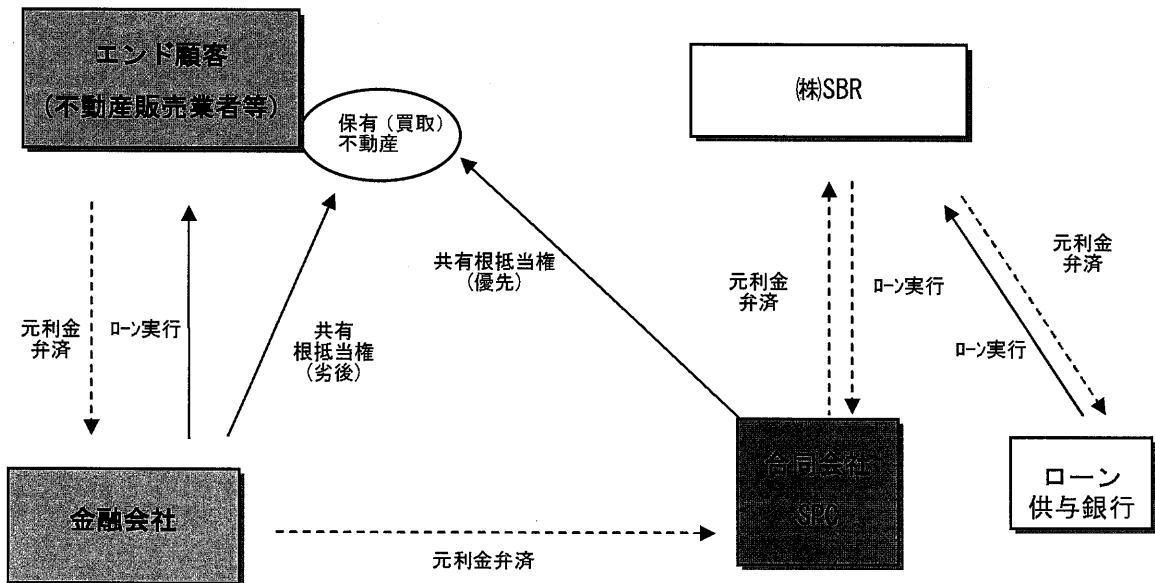


(現在の状況)

スキーム図

====> 実行時

-----> 期中



## 第2 原因

### 1. 総論

前述のとおり、不正行為等は、立替金事業に関して金融サービス室によって組織的に行われていたものであるが、さらに全社的な不正行為が行われたことを窺わせる事情は認められない。

しかしながら、不正行為等の原因や責任、さらには再発防止策の検討にあたって、今回の検査で発覚した金融サービス室の立替金事業に限定するべきではなく、当社における金融サービス室やその他の部門全体の管理体制や、その他の事情も含めて検討すべきであると考える。

以下においては、不正行為等の原因を、(1)不正行為等の発生原因、及び(2)不正行為等の発見遅延の原因、の2つに分けて検討する。

### 2. 各論

#### (1) 不正行為等の発生原因

##### 【主観的な原因】

当委員会が確認できた不正行為等の主観的な原因は、以下のとおりである（以下は、当委員会が相当の疑念を持って調査・検討し、判明したできる限りの原因を示したものであるが、当委員会としても、不正行為等の規模や組織性との対比において、かかる原因や動機が第三者に対し十分に納得や理解が得られるものであるかどうかについて、議論の余地がないとは認識していないことを付言する。）。

##### (a) 営業成績についてのプレッシャー

金融サービス室の従業員に対する営業目標達成のプレッシャーが不正行為等を行わせる一因となっていたと考えられる。

金融サービス室における営業成績の目標設定自体は当社の他の部門と同様に高く設定されていたが、金融サービス室を新規事業として推進していた齋藤氏及び不正行為等開始時の金融サービス室長であり不正行為等発覚時の管掌取締役である野田氏から直接、A氏、B氏その他の金融サービス室の従業員に対して営業目標達成について過度のプレッシャーをかけた明確な事実は確認できていない。しかしながら、業務上必要となる通常のプレッシャーであったとしても、不正行為等の誘引となった可能性は否定できない（もちろん、推進者として、また管掌取締役として必要となる通常の業務自体を否定するものではない）。



他方で、A氏及びB氏からその他の金融サービス室の従業員に対するプレッシャーについては、強いものがあつたことが認められる。彼らは、野田氏らからのプレッシャー並びに後述するインセンティブを採用した給与体系及び社内における地位確立への意欲などもあいまって、その他の金融サービス室の従業員に対して、営業成績の目標を達成するために不正行為等を許容し、さらには助長するような指示すら行っていた。

(b) インセンティブを採用した給与体系

営業成績に対するプレッシャーという外的な要因に加えて、インセンティブを採用した給与体系が営業目標を達成に対する強い関心を持たせ、不正行為等を継続・拡大させる一因になっていた可能性が十分に考えられる。

当社では、部門毎の営業成績に応じたインセンティブが支払われていた。また、金融サービス室内部におけるインセンティブの分配の決定は、A氏及びB氏の権限で行われており、さらに両名については営業成績の向上に合わせて基本給が引き上げられており、両名においては営業成績の維持・拡大に対する強い関心があつたことが窺われる。

(c) 社内における地位確立・継続の意欲

インセンティブに対する強い関心に加えて、当社における金融サービス室の地位を確立・継続するというA氏及びB氏の意欲が不正行為等を行わせる一因となつたと考えられる。

もともと、金融サービス室は当社における新規事業であつたため、当社の主要な事業であるITパッケージ事業と比べて実績が乏しく、当初の当社内での評価はあまり高くなかつた。そのため、金融サービス室は常に営業目標を達成しているという評価を維持することによって、社内における地位を確立するという意欲がA氏及びB氏にはあつたものと判断される。

さらに月次の取締役会での営業成績の報告にあたり、目標を達成している旨の報告をして社内での評価が高まってからは、A氏及びB氏における社内における地位確立という意欲は、その評価を維持するために不正行為等を継続するという意欲に変わり、不正行為等の継続・拡大への誘引となつた。

(d) コンプライアンス意識の欠如

上記のほかに、これだけの規模の、組織的な、部下を巻き込んだ不正を行う根本的な原因に、A氏及びB氏のコンプライアンスに対する意識の欠如があることについては、議論の余地はない。

【客観的な原因】

(e) 全社的な問題点

(i) 管理体制の不十分さ

当社における管理体制の不十分さが、不正行為等を行わせる一因になったと考えられる。

まず、当社においては、上場企業において必要とされるコンプライアンス体制が一応構築されてはいるが、人材不足などのため、必ずしも十分に機能しているとはいえない状況であった。

また、当社は、役員の入れ替わりが多く、従業員（とりわけ管理部門）についても入れ替わりが比較的多いにもかかわらず、社内引継ぎが十分になされておらず、全社的な管理体制の推進、強化を、長期的な視野に立って実施することが難しい状況にあった。

(f) 金融サービス室における問題点

(i) 金融サービス室の閉鎖性

金融サービス室の閉鎖性が、金融サービス室に対する牽制効果を失わせてしまい、不正行為等を容易に行わせる誘引となったと考えられる。

まず、金融サービス室の業務は、営業・審査・実行・管理のすべての過程が金融サービス室内で完結しており、当社の他の部門による相互牽制が内部監査室や監査役による監査を除き、実施されていなかった。

また、金融サービス室における営業において、当社の他の部門との連携がうまくいかなかったため、当社の既存の顧客を営業先として活用できず、結果的に、金融サービス室独自の顧客を取引先としており、他の部門との関わりをもつことがほとんどない状況であった。そのことは、金融サービス室において行われた不正が、他の部門の担当者によって発見される可能性をほとんどなくしてしまうこととなった。

さらに、金融サービス室の従業員に関して他の部門との異動が行われず固定されていたことや、金融サービス室が、不正の結果、常に営業目標を達成していると報告していたため、他の役員や他の部門が金融サービス室に対して積極的に口出しをしにくい状況を作り出し、金融サービス室の閉鎖性にさらに拍車をかけていった。

これらの金融サービス室の閉鎖性が、金融サービス室による暴走に歯止めをかけることができない事態につながり、不正行為等の拡大の大きな原因となったと考えられる。

(ii) 監督の不十分さ

金融サービス室に対する監督が不十分であったことが、金融サービス室に対する牽制効果を失わせてしまい、不正行為等を行わせる一因となったと考え

られる。

立替金事業について、本来であれば当社の経営のトップである齋藤氏及びその後の管掌取締役である野田氏が監督する必要があった。しかしながら、両名とも他の業務負担が大きく（代表取締役社長である齋藤氏はいうに及ばないところであるが、野田氏も総務業務に関する手腕が高く評価されていた結果、総務業務との兼務が長期にわたり継続する状況が続いており、この点においても、金融サービス室の監督が十分なされない状況を生じさせていた可能性は否定できない。）、また、今回の不正の端緒となった取引信用保険について必ずしも十分な知識がなかったことから、A氏及びB氏を一方向的に信頼して、金融サービス室の業務、特に立替金事業について、十分な監督が行われることがなく、容易に不正行為等を行わせてしまう状況を作ったと考えられる。

また、A氏、B氏とも、野田氏がかつて所属していた会社の直接の部下であり、当時は、極めて信頼できる、およそ不正行為を行うようなことを疑わせる余地もないような部下であったため、結果的に、野田氏がA氏、B氏に対して人的な信頼を寄せており、その信頼が過度かどうかは別論として、制度的に不正を阻止するための最大限の努力がなされていなかったことは否定できないものと思われる。

## (2) 不正行為等の発見遅延の原因

### (a) 虚偽の報告

金融サービス室による取締役会での虚偽の報告がなされずに正確な情報が報告されていれば、不正行為等を発見できた可能性が非常に高いと考えられる。

A氏は、取締役会における金融サービス室の立替金事業に関する報告を担当していたが、A氏は実際には営業目標を達成できていないにもかかわらず、金融サービス室の営業目標を達成している旨の虚偽の報告をしており、また、終始一貫した態度をとっていたため、役員は当該報告を信頼してしまった。

また、実際には全ての立替金に対して完全に付保されていないにもかかわらず付保の状況に関して誤解している役員に対して誤解を正すことなく放置していたことから、役員は立替金事業に対して、適切な改善策を指示するなどができなかった。

### (b) システムの未整備

当社のシステムが整備されていれば、不正行為等を発見できた可能性が高いと考えられる。

当社の業務システムの整備が不十分であった。特に立替金事業における債権管理は一般的に使用されている表計算ソフトによって手入力で行われており、自

動的に異常な取引を検知できるシステム上の対応がなされていなかった。

(c) 内部通報制度の不徹底

内部通報制度が周知徹底されていれば、不正行為等を発見できた可能性が高いと考えられる。

当社においては、内部通報制度が十分に周知徹底されていなかった。内部通報制度の周知徹底が不十分であったことは、金融サービス室の従業員は不正行為等が適切な行為ではないことを認識していたにもかかわらず、さらには、一部の従業員は不正行為等をやめるために退職を申し出ていたにもかかわらず、いずれも内部通報制度を利用していないことから明らかである。

(d) 内部監査制度の不十分さ

内部監査室による内部調査が十分に実施されていれば、不正行為等を発見できた可能性があると考えられる。

特に内部監査室は、平成 19 年 10 月における内部調査において、金融サービス室における個別帳簿と財務経理部における会計帳簿の数字が一致しない事実を把握していた。このことが直ちに不正行為等が行われたことの発見につながるわけではないと判断されたが、金融サービス室の残高管理が適切に行われていないことを示すひとつの徴候であり、その適切性に疑いをもって、金融サービス室に対し、十分に内部監査を行う必要があると考える契機になりえたものと考えられる。

(e) 内部監査室と監査役の連携の不十分さ

内部監査室と監査役が適切に連携していれば、不正行為等を発見できた可能性があると考えられる。

上述のとおり、内部監査室による内部調査において、金融サービス室の残高管理の不適切性の徴候が指摘されていた。内部監査室はあくまでも当社の内部組織であって事実上積極的な対応が困難な状況であったのであるから、監査役として当該事実を把握していたであれば、積極的に当社に対して改善及び更なる調査の実施を指示できた可能性があったにもかかわらず、連携が不十分であったため、効果的な対応を実施することができなかった。

### 第3部 責任及び再発防止策

#### 第1 責任

##### 1. 不正行為等について

今回の検査で指摘された不正行為等に関して、それぞれの行為者、業務を監督する立場にあった者、経営を担っていた者、コンプライアンスを司っていた者、監査法人のそれぞれに分けてその責任について検討する。

###### (1) 行為者（A氏：金融サービス室長）

A氏は、B氏と共同して、不正行為等を発案して不正行為等を実施しており、さらに部下であるその他の金融サービス室の従業員に対して、営業目標達成のために不正行為等を行わせている。不正行為等の開始・継続・拡大において主要な役割を果たしており、その責任は極めて重大である。

また、A氏は、立替金事業における保険契約の内容として、保険金支払総額に限度があること及び保険金支払に縮小率の規定があることについて、当社の役員がそれらのリスクを誤解していることを知りながら適切な説明をあえて怠っていた。さらに、取締役会での月次の報告で営業目標を達成している旨の虚偽の報告をし続けていたことは、不正行為等の発覚を妨げる行為であって、不正行為等の継続・拡大の大きな原因となっており、これらの行為についての責任も極めて重大である。

###### (2) 行為者（B氏：金融サービス室次長）

B氏は、A氏と共同して、不正行為等を発案して不正行為等を実施しており、さらに部下であるその他の金融サービス室の従業員に対して、営業目標達成のために不正行為等を行わせている。不正行為等の開始・継続・拡大において主要な役割を果たしているのであって、その責任は極めて重大である。

なお、B氏は平成20年4月以降、身体的な障害のため、不正行為等を直接実施することがなくなっていたが、この時点で既に金融サービス室において不正行為等を実施する体制が確立されてしまっていることに加えて、積極的に不正行為等の中止を働きかけることがなく放置したことに鑑みれば、直接不正行為等に関与しなくなったという事実はB氏の責任に影響するものではない。

###### (3) 行為者（その他不正行為等を行っていた金融サービス室の従業員）

A氏及びB氏から指示を受けて不正行為等を行っていたものの、かかる行為が不正であることは十分認識していたのであって、不正行為等に対する責任は認められる。

しかしながら、A氏及びB氏からの営業目標達成の強いプレッシャーを受けていたため、その指示を断ることが難しい状況であり、また、不正行為等を止めるために退社を申し出るも退社が認められないなどの対応を受けた者もあり、進退窮まった状況にあった。不正行為等を中止するための方法として、内部通報制度の活用などの方法があったことから、その責任を免れさせるまでの事情とはいえないが、これらの事情を一定の範囲で考慮する余地があると考える。

(4) 不正行為等に関与していない金融サービス室の従業員

不正行為等に関与しておらず、不正行為等に対する直接の責任は認められない。

また、他の従業員等を管理・監督すべき立場にはないこと、不正行為等が金融サービス室全体で行われていることからすると、不正行為等の予防又は中止させる行為を積極的に行うことを期待するのは困難な面があったことは否定できず、不正行為等に対する認識の有無に関わらず、不正行為等を中止させなかったことに対する、法的な責任を追及することも困難である。

(5) 代表取締役（齋藤氏）

齋藤氏は、不正行為等に関与しておらず、不正行為等の認識もなかったため、不正行為等に対する直接の責任は認められない。

しかしながら、齋藤氏は金融サービス室における立替金事業の推進者である。

そして、不正行為等は齋藤氏が代表取締役社長に就任している間、金融サービス室という一部門において組織的、継続的に行われており、当社の経営のトップとして、自身が直接の行為者でないとしても、会社の経営を掌握するべき者として、経営責任、監督責任いずれの見地からもその責任を逃れることはできない。

さらに、本件の不正行為等が、内部管理やコンプライアンスの体制の不十分さから発生や拡大を阻止することができなかった面が多分に考えられるところ、これらの体制の整備に関して最終的な責任を負っているのも、代表取締役社長である齋藤氏に他ならない。野田氏を総務との兼務から早期に解くことによって野田氏による金融サービス室の監督の強化を図ることも可能であったにもかかわらず、野田氏の総務業務に関する手腕に依存し、結果的に金融サービス室の監督を弱めてしまった可能性は否定できないところ、幹部人事に関する責任についても最終的に負担しているのは、やはり代表取締役社長である。

これらを総合すると、齋藤氏の責任は行為者（A氏及びB氏）に次いで重大である。

(6) 取締役（野田氏：金融サービス室担当役員）

野田氏は、不正行為等に関与しておらず、不正行為等の認識をしていなかったため、不正行為等に対する直接の責任は認められない。また、不正行為等の開始時点においては、金融サービス室長の地位に過ぎず、取締役に就任するまでの期間については、

役員において負担すべき法的な意味での監督責任を負担しているわけではない。

しかしながら、金融サービス室の管掌取締役役に就任して以降は、法的な意味で金融サービス室の従業員に対する監督業務を負担する立場にあったのであるから、それまでの金融サービス室長としての職務経験を生かしたうえで金融サービス室の業務を取締役として掌握することが期待されていたのであって、取締役としての監督責任を逃れることはできない。

金融サービス室の従業員の主要なメンバーであるA氏及びB氏は自らが招聘したのであり、野田氏の金融サービス室の従業員に対する影響力は大きかった。このような自らの地位の重要性を十分に理解しているにもかかわらず、金融サービス室長らに対する監督業務を怠り、金融サービス室長らの報告を疑問なく受け取り、自らの足下で行われていた組織ぐるみの不正行為等を発見できなかった。また、金融サービス室の従業員に対する売上に対するプレッシャーなどが不正行為等の一因となっていたのであり、総務業務との兼務により物理的、時間的に十分な監督が行うことができなかったことや、昨年6月までは取締役ではなく、従業員であったことを勘案しても、その責任は、行為者（A氏及びB氏）に次いで重大である。

#### (7) 取締役（その他の取締役）

その他の取締役についても、不正行為等への直接的な関与は認められず、不正行為等を認識していた事実も認められない。

また、立替金事業に関して虚偽の報告がなされていたために、正確な情報を把握できず不正行為等の発覚が著しく困難になっていたことからすれば、必ずしも不正行為等に対する法的な責任を負担するとまで考えることはできない。

しかしながら、一方で、取締役は適切な内部管理体制を構築すべき義務を負うところ、そのための十分な努力を行ったとは認めがたいことに加え、取締役会が立替金事業に関して必ずしも十分な議論を行う場として機能していなかった。したがって、取締役が十分に監督を行わなかったことには問題があり、その責任を完全に否定することまではできない。

#### (8) 監査役

監査役に対して、立替金事業に関して虚偽の報告がなされていたために、正確な情報を把握できず不正行為等の発覚が著しく困難になっていたことからすれば、必ずしも不正行為等に対する法的な責任を負担するとまで考えることはできない。

しかしながら、監査役は、管理体制の不十分さを把握していたにもかかわらず、積極的に管理体制の整備を働きかけたとまではいえず、明確に監査役としての十分なチェック機能を果たしたとまではいえない。

#### (9) 内部監査室長

内部監査室として不正行為等が行われていることを想定した調査を行っておらず、必ずしも内部調査として必要十分なものが行われているとまではいえない。

しかしながら、不正行為等が行われている認識がなかったことに加えて、内部手続きの確認といった程度の調査は行われているのであるから、今後の内部監査について改善の余地は大いにあるとしても、直ちに法的な責任があるとまではいえない。

#### (10) 監査法人

##### (a) 新日本有限責任監査法人

新日本有限責任監査法人は、平成20年3月期決算まで当社の会計監査人を務め、不正行為等が行われていた平成20年3月期決算において当社の連結財務諸表等に対して適正意見を表明している。

当委員会は新日本有限責任監査法人の監査手続の妥当性を検討するため、新日本有限責任監査法人に対して書面による質問票を送付し、書面による回答を入手した。

新日本有限責任監査法人は、金融立替事業の期末債権残高の実証手続として、取引先に対する直接確認等を実施しているが、当該手続等が当社の重要な虚偽記載のリスクを十分に考慮し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した適切な監査手続であったかについては確定的な心証を得ることができなかった。

しかしながら、会計監査人の監査の適切性を詳細に検討することは本調査の目的ではなく、また、金融サービス室の従業員が共謀し資料等が偽装されていた事情等を斟酌すると、不適切な会計処理を発見できなかったことをもって、直ちに会計監査人の責任を問うことは困難であると考える。

##### (b) 東陽監査法人

東陽監査法人は、当社の平成21年3月期決算の第1四半期、第2四半期及び第3四半期における四半期連結財務諸表について四半期レビューを行い、適正の結論を表明している。

当委員会は東陽監査法人の四半期レビューの妥当性を検討するため、東陽監査法人に対して書面による質問票を送付し、書面による回答を入手したが、東陽監査法人の実施した四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠したものであったかについては確定的な心証を得ることができなかった。

しかしながら、四半期レビューは質問及び分析的な手続等を基本とした限定的な手続によって行われるものであり、年度の財務諸表監査と同様の保証を得ることを目的とするものではないこと、また、金融サービス室の従業員が共謀し資



料等が偽装されていた事情等を考慮すると、不適切な会計処理を発見できなかったことをもって、会計監査人の責任を問うことは困難であるとする。

## 2. その他の責任について

不正行為等に関連して保険会社に対して保険金の支払いを請求した行為については、今回の調査の範囲外であるため、本調査報告書において言及しない。

しかしながら、当該保険金請求行為については、今後、社外の第三者である保険会社との協議をふまえて事実を確定し、当該行為に関与した者の責任の明確化を図るべきことも検討すべきであるとする。

## 第2 再発防止策

上記のとおり検討した原因に対して、当委員会が必要であると考え再発防止策は以下のとおりである。

なお、金融サービス室は既に廃止することが決定しているため、金融サービス室に対する存続を前提とした改善策を検討する必要性はないと考えられるが、今後同様の事態が発生することがないように全社的に再発防止策をとる必要があると考えられるため、再発防止策を検討・実施する必要がある。

### (1) 組織体制の見直し

当社の不正行為等が発生した一因として、当社の組織構造が適切に構築されていないという点が指摘できる。今後の再発防止を意図した場合、少なくとも以下の事項に配慮した組織体制の見直しを検討すべきである。

#### (a) 営業偏重の体制からの脱却・管理部門の強化

収益を重視するあまり、管理やコンプライアンスといった観念が軽視されてきた結果として、体制の整備が不十分であったことが問題点として指摘できる。

そのためには、まず、管理部門とその他の部門とが同等の立場であることが明確にされる必要がある。

また、管理部門強化のために、管理部門の人材を充実させるとともに、各部門に対して監督するポジションが存在しない場合には当該ポジションを新設すること、管理部門に対して重要性にふさわしい待遇を維持すること、管理部門に対して管理の実効性を担保できるような権限を付与し、その他の部門が軽視できない構造を構築するなどの必要がある。

さらに、内部管理の効率を向上させるために、情報システムのインフラを整備し、通常と異なる取引やリスクのある取引などについては、自動的に検出できるシステムの構築が必要であると考える。

#### (b) コンプライアンスの強化・意識強化

コンプライアンスの強化を直ちに実施することは容易ではないが、以下の事項について検討する必要がある。

##### (i) 違法行為に対する罰則の明確化

不正行為等が組織ぐるみで行われていたことには、社内処分が厳正に行われることを明確に示されていないことが一因である可能性がある。

そのため、違法行為が行われた場合には、懲戒解雇等の厳しい処分を行う

ことがあることを従業員に周知徹底することが必要である。

(ii) 法令遵守に対する理解・貢献度を給与・昇進等への反映

現在の当社における給与体系において、営業成績が反映されることはあっても、コンプライアンス、会社管理といった観点における事項が、反映されることはなく、法令遵守に対するインセンティブが働かない状況である。

そのため、昇給・昇進等の判断に当たっては、法令遵守に対する理解・貢献度を一定の割合で考慮して反映させる必要がある。

(iii) 法令遵守意識の向上

当社の従業員の法令に関する知識、コンプライアンスに関する知見の抜本的な向上が必要である。

具体的には、定期的な法令遵守に関する研修・教育を実施し、定期的に法令遵守に関するテストを行い、さらには必要に応じて実際の現場で発生する可能性のあるケーススタディなどを通じて、法令遵守意識を向上させる必要である。

また、法令遵守意識の向上にとどまらず、なぜ違法取引が発生するのか、違法取引を予防・発見するためにはどのような手段をとる必要があるのかについて、管理部門における議論を行い、積極的に予防する方策を検討する必要がある。

(c) 引継の円滑化

当社における人員の入れ替わりが比較的多いことを改善するためには、当社に人員が定着するような魅力的な社内作りが必要ではあるが、そのような社内作りは容易ではないこと、また、人員の入れ替わりは社内の状況にかかわらず生じえるものであるから、人員が入替わったとしても継続して業務を行えるような体制の構築が必要である。

具体的には、引継事項を正確に把握できるようにするために、引継期間を設けることに加えて、事後的に問題となっている事項の確認及び検証を可能にするためにそれらの事項を文書化することが必要である。

(d) 異動・ジョブローテーションの実施

固定した業務に従事させることは業務の生産性の向上につながる面も否定できないが、業務における閉鎖性が内部牽制を妨げる要因となるため、すべての部署について定期的な異動やジョブローテーションを実施する必要がある。

(2) 経営監視体制の強化

経営陣による適切な監督を実行するためには、少なくとも今後しばらくの間、何らか

の形による監視体制を構築することが不可欠であると考えている。

以下の再発防止策は、あくまでも一例ではあるが、自主的な経営監視体制の強化は必須であると考えている。

(a) 取締役会の人員構成

取締役会は、経営に関する意思決定を行う機関であるとともに、経営に関する監視機能を担う機関であることは当然である。

そのために、具体的には取締役の人数を増員し、部門の兼務状況を解消する必要がある。

また、営業部門を担当する者、コンプライアンス管理部門を担当する者という2つの系統の取締役が、同等に選任されるべきであって、そこに上下関係が生じることがあってはならない。

さらに、当社全般について独立した立場から中立的、客観的に意見ができる者として、当社と無関係であり、当社の取締役その他の人間と個人的な関係が薄く、かつ相応の知見を備えた社外の者を取締役に加えるべきである。

このように、人員を増強し、営業部門、管理部門、社外の人員を均等に配置することで、バランスのとれた人員構成が実現できると考える。

(b) 監査役の人員構成

監査役は、経営に関する監視機能を担う重要な機関である。

そのため、監視機能を十分に発揮するために、当社の事業に関する知識を有する人員及び当社の監査役としての業務に十分に専念できる人員の選択によって、実効性のある監督が実現できると考える。

(c) 監視機関の構築

取締役会の人員構成及び監査役の人員構成について、改善が図られたとしても、その後の具体的な改善策の実施状況、コンプライアンス体制の構築といった運用が必ずしも保証されるものではない。

そのため、少なくとも、当社による再発防止策が功を奏することとなるまでの一定期間については、当社の経営全般についての強力な監視機関を設け、これを監視・監督するというチェック体制を整えておくことが必要であると考えている。

具体的な方法、人員構成、監視機関の開催頻度といった事項については、当社の実情に合わせて議論する必要があるが、少なくとも監視・監督の機能についてはその実効性確保の観点から、専門的な知識や経験を有し、中立公平な立場にある社外の有識者を含めた人員構成にする必要があると考えている。

(3) 内部監査の活性化

当社における内部監査室の機能は、十分に機能しているとはいえない状況にある。そのため、内部監査室の機能を向上させる必要がある。

(a) 内部監査室メンバーの能力向上

内部監査室のメンバーの能力を維持・向上するため、研修・教育を行っていく必要がある。また、必要に応じて内部監査室の増員を図る必要がある。

(b) バックアップ体制の充実

内部監査室における調査報告について、当社内で確実にフィードバックして改善を図ることができるように、バックアップする体制を充実させる必要がある。

(c) 監査役との連携

内部監査室と監査役の連携が図られることは、当社における監督機能強化に非常に大きな影響を及ぼすことから、その連携のあり方の見直しも含めた検討が必要である。

(4) 内部通報制度の周知徹底

当社において内部通報制度は導入されてはいるが、同制度の周知徹底が行われておらず、そのために不正行為等の発覚が遅れ、不正行為等拡大の一因となった。

そのため、内部通報制度を実効性のあるものにするために、制度の見直しを含めた検討を行うとともに、その周知徹底を図る必要がある。

以上

別紙1  
ヒアリング実施状況一覧

日時	場所	出席委員	ヒアリング対象者
5月11日 10:00～17:00	SBR 新宿	富永	財務経理部長
5月12日 10:00～17:00	SBR 新宿	富永	財務経理部長
5月13日 9:00～19:00	SBR 新宿	猪木、富永他	金融サービス室従業員全員
5月21日 13:00～17:00	SBR 新宿	富永	金融サービス室 A氏、B氏、C氏
5月22日 13:00～17:00	SBR 新宿	富永	金融サービス室 A氏、B氏、C氏
5月26日 14:00～15:30	SPC 管理事務受託者事務所	猪木	SPC 管理事務受託者 担当者 SPC 向けローン供与銀行 担当者
5月28日 9:30～11:30	SBR 新宿	富永	財務経理部長
6月5日 10:00～11:00	佐藤総合法律事務所	猪木	卸金融会社 代表取締役
6月11日 14:00～18:00	SBR 芝	佐藤、猪木、富永	齋藤社長、野田取締役
6月15日 9:30～11:30	SBR 新宿	富永	総務部長
6月16日 16:30～19:30	SBR 芝	猪木、富永	高梨常務取締役、宮崎取締役、 浅野取締役、藤巻監査役、
6月17日 14:00～16:00	SBR 新宿	猪木、富永	金融サービス室 A氏、B氏、C氏
6月18日 9:00～11:30	SBR 芝	猪木、富永	若山社外取締役、村重監査役、 相川監査役
6月23日 13:40～15:10	SBR 新宿	富永	内部監査室長、内部統制室長